

分野別実証要領の改定状況と今後の方向性について

1. 背景

平成 28 年 11 月に ISO14034 が発行されたことを受け、環境省 ETV 事業と ISO14034 の整合を図るために、平成 29 年 4 月に ISO14034 を踏まえた実証事業実施要領の改定を行っており、実証要領についても同様に ISO14034 対応のための改定を行う必要がある。

2. 今年度事業開始時の対応

平成 29 年度の事業開始時の実証要領の改定において、対応可能な技術分野では、以下の事項は対応いただくこととし、本格的な ISO14034 対応は行わないこととした。

- ・タイトルは「実証試験要領」ではなく、「実証要領」とする。
- ・「試験」と「実証」を書き分ける。
- ・申請書や報告書の必要書類について、H29 事業実施要領との整合を取る。

現時点の改定状況及び主な改定内容を表 1 に示す。

表 1 各技術分野の実証要領の改定状況及び主な改定内容

No.	技術分野	今年度の改定状況	主な改定内容 (ISO 対応以外)
1	ヒートアイランド対策技術分野 (建築物外皮による空調負荷低減等技術)	改定済	<p>○「遮へい」を「遮蔽」に変更 ←JIS A 5759「建築窓ガラス用フィルム」が 2016 年 12 月 20 日に改正され、遮へいの「へい」が漢字表記の「蔽」に変更されたため。</p> <p>○「屋根・屋上用高反射率防水仕上塗料」を「屋根・屋上高反射率防水材料」に変更 ←平成 28 年度の委員会 (第 3 回分科会で「屋根・屋上用高反射率防水仕上塗料」の名称を「屋根・屋上高反射率防水材料」に変更することが決定されたため。</p> <p>○JISA5759:2008 建築窓ガラス用フィルムを JISA5759:2016 建築窓ガラス用フィルムに修正 (p.51) ←JISA5759 が 2016 年 12 月 20 日に改正されたため。</p>
2	ヒートアイランド対策技術分野 (地中熱・下水等を利用したヒートポンプ空調システム)	改定済	<p>○TRT のセンサー精度の規程について以下の文を追記。 「実証単位(C)の TRT を行う場合の TRT 装置のセンサーの精度は、特定非営利活動法人地中熱利用促進協会が公表している一定加熱・温水循環熱応答試験 (TRT) 技術書に規定する精度の条件を準用するものとする。」 ←TRT 装置のセンサー精度については、国交省の省エネ基準適合義務化に対応するため、地中熱利用促進協会が「TRT 装置認定制度」として検討を進め、「一定加熱・温水循環熱応答試験 (TRT) 技術書」として、2016 年 12 月に協会のホームページで公開したため。</p>

No.	技術分野	今年度の改定状況	主な改定内容 (ISO 対応以外)
			<p>○実証の考え方について修正 旧：試験方法に関しては、「3.3 実証方法」に基本的な規定を示すが、それ以外の特記がない試験条件に関しては、JIS B 8613、JIS B 8615-1(2013)及び JIS B8616(2015) (パッケージエアコンディショナ) 附属書 C に準拠するものとする。また、当要領に示す規定での試験が難しい場合は、JIS B 8613、JIS B 8615-1(2013)及び JIS B8616(2015)における規定を参考として、試験方法を検討するものとする。 新：当要領に記載がない試験方法や試験条件は、JIS B 8613、JIS B 8615-1(2013)及び JIS B8616(2015) (パッケージエアコンディショナ) 附属書 C を参考にして、地中熱・下水等専用ヒートポンプの実態や必要性を踏まえて、試験方法や試験条件を決めるものとする。 ←JIS の試験規定は対応できない会社も出てくる可能性があり、規定を緩和。</p> <p>○その他、表現方法等体裁的な修正</p>
3	自然地域トイレし尿処理技術分野	未改定	※平成 28 年 3 月版を今年度も活用
4	有機性排水処理技術分野	改定済	<p>○運転及び維持管理実証項目として「その他」を設け、ユーザーからの評価 (ヒアリングの実施等)、その他追記すべき特質等を記載することとした。</p> <p>○その他、表現方法等体裁的な修正</p>
5	湖沼等水質浄化技術分野	改定済	<p>○付録 1 : 実証申請書の表紙を追加</p> <p>○その他、表現方法等体裁的な修正</p>
6	閉鎖性海域における水環境改善技術分野	未改定	※平成 28 年 3 月版を今年度も活用
7	中小水力発電技術分野	改定済	<p>○対象技術審査の形式的要件として、「同技術について公的資金による類似の実証等が行われていないか。」を削除。</p> <p>○実証報告書等における「参考値」の扱いとして以下の文を追記。 「実証機関は、必要に応じ、実証の参考となる技術性能データについて、申請者に提出を求めることができる。また、提出された技術性能データは、当該実証の参考情報としての取り扱いに限り利用することができる。」</p> <p>○その他、表現方法等体裁的な修正</p>

3. 平成 30 年度の実証要領の改定の方向性

平成 29 年度は移行期間として、事業開始時の実証要領の改定に当たっては、可能な範囲での対応とし、本格的な改定については、ISO17020 及び ISO17025 の研修や相談会、各技術実証検討会を踏まえ、平成 29 年度を通じて改定案を検討していくこととする。

○ISO14034 対応に当たってのポイント

- 1)実証事業実施要領は ISO に準拠したものとなっている
 - 2)対象が「環境技術」（環境保全効果をもたらす技術）が限定される。何が「環境技術」にあたるかの定義は各分野で1年間かけて考えていく必要がある。
 - 3)申請時に性能の申告が必要となっている。ただし、どのレベルの性能データを求めるかは各分野で1年間かけて考えればよい。
 - 4)途中での申請取下げや環境省による中止が明文化されている
 - 5)「実証」と「試験」が異なるものとして定義されている。なお、技術実証検討会は「実証」を議論していただく検討会である。
- ※検査機器の校正等は ISO 以前の話として、現状で配慮されていないのであれば配慮していく必要がある（ただし、現実的に校正が必要な機器まで）。
- ※ISO17025 における「不確かさの推定」等に関する対応については、今後1年間かけてどうすればいいか、を議論していただく必要がある。